c　平成12年度から掲示日の前日までの期間に、元請として受注し、完成後引渡しを済ませた、同種業務※の実績を有すること。

※同種業務とは、整地工、排水工及び道路工の全ての工種を含む土木設計業務（基本設計の業務実績は含まない）をいう。なお、各工種の業務実績は、複数の設計業務の組合せによるものでもよい。

d　次に掲げる基準を満たす設計主任技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者は兼ねることができない。

㋐　技術士法による技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者若しくはＲＣＣＭの資格を有し「登録証書」の交付を受けている者であること。

㋑　平成12年度から掲示日の前日までの期間に、受注し、完成後引渡しを済ませた、同種業務の実績を有すること。

※同種業務とは、整地工、排水工及び道路工の全ての工種を含む土木設計業務（基本設計の業務実績は含まない）をいう。なお、各工種の業務実績は、複数の設計業務の組合せによるものでもよい。

㋒　予定設計受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日に雇用関係があることをいう。

e　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

f　申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

g　競争参加する複数の者から設計受託を予定していないこと。

⒀　次に定めるいずれかの届け出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒁　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⒂　総合評価に係る「施工計画」等が安全性、確実性、経済性の観点から適切であり、不備なく記載されていること。

⒃　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記２⑴から⒂をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

①　共同企業体の構成員数は、２者とする。

②　代表者は、同一の等級に属する構成員間では、より大きな施工能力を有する者とし、異なる等級に属する構成員間では、上位の等級に属する者とする。

③　各構成員の出資比率は30％以上とする。

④　既に経常型の共同企業体の構成員である一の企業が、本工事の共同企業体の構成員となることは可とする。ただし、経常型共同企業体が本工事の共同企業体の構成員になることはできない。

⑤　同一の企業が、単体、経常型共同企業体又は本工事の共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

⒄　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による入札説明書の別紙３ＪＶ様式１～３「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を事前に提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日の５営業日前（平成27年11月27日（金）17時必着）までに当機構指定様式（ＪＶ様式１～３）を持参又は書留郵便による郵送にて６⑴まで提出すること。なお、提出方法及び提出日時について提出の前日までに６⑴に電話連絡をすること。）

なお、下記４⑵の提出期間内に「共同請負入札参加申請書」等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定の日から本工事が完成するまでとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び加算点は、入札説明書の別紙１「評価項目及び配点」のとおりとする。

⑵　落札者の決定方法　入札参加者は「価格」、「施工計画」及び「施工体制」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、下記⑶によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑶　総合評価の方法　評価値は、価格評価点、技術評価点及び施工体制評価点を合算した数値とし技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を加算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点は、30点とする。施工体制評価点の最高点は、30点とする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

価格評価点＝100×（１－入札価格／予定価格）

４　入札手続等

⑴　設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法　設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のＦＡＸ専用の交付申込書（当機構ホームページに掲示する本工事の入札公告の末尾に添付）」を以下の期間に送信し申込むこと。

※設計図面等の交付方法を、下記①、②から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。

①　設計図面・現場説明書のＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

②　設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はＰＤＦデータをＣＤに収録し無償交付。

（ただし、どちらの場合も宅配便着払いにて送付するので、送料は交付申込者の負担とする。）

工務検査部土木管理チームにてＦＡＸ受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図面及び現場説明書等販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、ＦＡＸ受領後、３営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、設計図面及び現場説明書等が申込者に到着するように発送する。

３営業日を過ぎても設計図面及び現場説明書等が到着しない場合は、工務検査部土木管理チームに電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たっては、②の設計図面を紙による有償交付を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。